|  |
| --- |
| 開発行為に伴う協議済書 |
| 事業者の住所・氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 公共施設管理者 | さいたま市長 |
| 協議担当課 | 　　　　　　　　　　　　　　　　課　　　　　　　　　　　係 |
| 協議日時 | 　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　　　　　　　時 |
| 開発区域の名称 | さいたま市 |
| 区域の面積 | ㎡ | 予定建築物等 |  |
| 協　　議　　内　　容 |
| １．公園の整備に関すること　　　協議記録は、別紙のとおり２．公園の帰属に関すること　　公園整備基準に基づき、完了検査後において帰属の書類を提出すること。　(1)申請者が設置する公園の帰属は、確定測量図をもとに手続きをすること。　(2)申請者は、さいたま市に帰属することとなる公園については、所有権移転のための登記に必要な関係書類（事業者負担により、分筆、地目変更をし、抵当権等、所有権移転に際し支障となるその他の権利の抹消手続きが完了したもの）を開発行為の工事完了後、検査済証受領と同時にさいたま市に提出すること。　※地目、その他権利の抹消、分筆等の登記費用は、申請者の自己負担とする。上記内容で、都市計画法第３２条の規定による協議を行った結果、公共施設の適切な管理を確保する観点から、協議が成立しました。公共施設管理者　　さいたま市長　　　　　　　　　㊞ |

**様式２**